様式２　料金後納承認請求書（内国郵便約款第４９条第２項関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 料金後納承認請求書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　郵　便　局　長　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　名  　料金後納の承認を受けたいので、請求します。  　１　希望する差出事業所  　　※　複数の事業所での差出しを希望される場合には、この請求書とともに「後納郵便物等他局差出承認請求書」を併せて提出していただきます。  　２　１か月の差出予定回数  　３　差出開始予定年月日  　４　後納料金等の支払方法  　　(1)　口座振替払（請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払）  　　(2)　銀行振込（日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払）（※送金手数料は請求者負担）  　　(3)　ゆうちょ銀行窓口払  ５　承認の旨の書類の交付方法  　　(1)　書面による交付  　　(2)　電子メールによる交付  　　　　 電子メールアドレス：　　　　　　　 ＠  　６　１か月の差出予定通（個）数及び料金等の概算額   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 郵便物等の種類 | 特殊取扱等の種類 | 差出予定  通（個）数 | 料金等概算額 | 摘　要 | |  |  |  |  |  | | |  |  |  |  |  | | |  |  |  |  |  | | |  |  |  |  |  | | | 合　　　　計 |  |  |  |  | |   　７　差出予定の郵便物等について  　承認後に差し出す郵便物等は、郵便法等の法令に違反した内容の郵便物等ではないことを確約します。郵便法等の法令に違反した内容の郵便物等の差出しが行われたことが判明した場合は、料金後納の取扱いが停止され、又は料金後納の承認が取り消されても異存ありません。  　８　連絡先  　　(1)　連絡部署  　　(2)　担当者名  　　(3)　電話番号 |

備　考

　１　この請求書は、郵便物等の差出しを希望される事業所に提出していただきます。

　２　請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。

　３　希望する差出事業所欄には、後納郵便物等の差出しを希望される事業所名（１箇所に限ります。）を記入していただきます。

　４　後納料金等の支払方法欄及び承認の旨の書類の交付方法欄には、希望の番号に○印を付けていただきます。

　５　「摘要」欄には、次に掲げる区別に従い記入していただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　別 | 記入事項 |
| １　定形外郵便物（郵便区内特別郵便物若しくは配達地域指定郵便物又は巡回郵便若しくは電子郵便として差し出すものを除きます。）であって、次に掲げる重量、長さ、幅又は厚さを超えるもの  　(1)　重量１キログラム  　(2)　長さ３４センチメートル  　(3)　幅２５センチメートル  　(4)　最も厚い部分の厚さ３センチメートル | 「規格外」の文字 |
| ２　郵便区内特別郵便物 | 「区内特別」の文字 |
| ３　配達地域指定郵便物 | 「配達地域指定」の文字 |

　６　請求者において、適宜、記入欄を増減し、又は事項を記入しても差し支えありません。

　７　ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

　８　この用紙は、日本工業規格Ａ４とします。

　９　この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。

　10　支払うべき料金等（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年１４．５パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。